

1. 件名：検査制度見直しに関する東北電力株式会社等との面談

2. 日時：平成31年3月6日（水）13：30～15：10

3. 場所：東通原子力発電所 事務本館1階 ゲストホール

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

実用炉監視部門 古金谷安全規制管理官、兵頭原子力規制専門員

東通原子力規制事務所 山本所長、前田副所長、種市原子力運転検査
官、森原子力防災専門官

東北電力株式会社

東通原子力発電所 丹治副所長 他63名（関係会社社員を含む）

東京電力ホールディングス株式会社

東通原子力建設所 防災安全・品質グループ 小須田GM 他1名

5. 要旨

(1) 原子力規制庁より、本年4月より予定している新たな検査制度に関する試運用フェーズ2（以下「試運用」という。）について、配布資料（1）に基づき説明した後、東北電力株式会社からの質問・意見を受け、意見交換を行ったところ、原子力規制庁より以下のとおり認識共有した。

- a. 試運用の計画については、期間中に各サイトで実施する検査のサンプル数を提示することとしている。本格運用においては、チーム検査の計画を向こう1～2年程度のものとして作成する予定であり、事業者の活動予定等を踏まえながら計画していく必要がある。日常検査については、各検査ガイドに所定の期間内に実施すべきサンプル数を記載し、それを基に各原子力規制事務所において事業者の活動に応じて検査を実施していくことになる。
- b. 試運用における検査報告書案については、事業者との振り返り面談での資料として原子力規制委員会のホームページに掲載する予定である。
- c. 平成31年度の保安検査報告書については、公表の時期は従来どおりであるが、様式は新検査制度の報告書と類似のものとするよう検討中である。
- d. 工場立会いについては、原則として事業者が工場において検査を行うの

に合わせて検査官が立ち会うことを想定しているが、今後試運用を通じて具体的な方法を検討していく。

- e. 本店検査については、従来の保安検査での本店検査の実施頻度、方法等を継承するかは検討中である。
- f. 検査気付き事項について事業者が原因究明に時間を要する場合などで当該四半期内にスクリーニング及び重要度評価ができず、次の四半期でも評価作業を継続する場合も想定されるが、長期間判定ができない場合の対応については今後検討する。
- g. 重要度評価の定性的な評価の方法については現在検討中である。
- h. 重要度評価の評価結果の事業者への通知時期については、緑に該当するものは四半期ごとに取りまとめる予定であるが、白以上に該当するものの通知時期については、四半期ごととは別のプロセスで通知することも検討している。
- i. チーム検査での検査官の管理区域の入域手続について、一次立入りの場合は事業者の同行が必要であり、入域登録をするためには事前教育等の手続が煩雑であるなどの課題があるため、具体的な運用については今後検討する必要がある。
- j. 建設中のプラントなど施設ごとの状況に応じた検査制度となるよう検討している。
- k. 平成31年度の試運用においても検査ガイド等の規程類の見直しを行う予定であるため、事業者から意見があれば提示してほしい。

6. 配布資料

- (1) 検査制度の見直しに関する試運用実施のための説明会（フェーズ2）資料 (<https://www2.nsr.go.jp/data/000261916.pdf>)